

一般社団法人日本東洋医学会
ホームページバナー広告掲載規程

平成26年 3月30日 理事会議決
平成26年12月 7日 改訂

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本東洋医学会（以下「本会」という。）のホームページに掲載するバナー広告（以下「広告」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(広告主)

第2条 広告を掲載できる者は、医療関係の企業・組織または団体（以下、「団体」という）とする。

(広告の内容に関する制限)

第3条 本会ホームページに掲載する広告は、その内容が東洋医学の普及に関するものに限るものとする。

2. 広告に表示される画像およびリンク先の Web コンテンツが以下のいずれかと判断されるものについては掲載しない。

- (1) 責任の所在が不明確なもの
- (2) 国、地方公共団体その他の公共の機関または本会が、広告主、その商品、サービス等を推奨、保証または指定をしているかのような表現のもの
- (3) 投機、射幸心を著しくあおる表現のもの
- (4) 法令に違反し、または違反するおそれがあるもの
- (5) 公の秩序、または善良の風俗に反するおそれがあるもの
- (6) 人権を侵害し、または侵害するおそれがあるもの
- (7) 虚偽の表示、誇大な表現、または誤解を招くような表現を含むもの
- (8) 政治活動を目的とするもの
- (9) 宗教活動を目的とするもの
- (10) 個人または団体の意見表明を目的とするもの
- (11) 名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損または業務妨害となるおそれがあるもの
- (12) 個人または団体の氏名、写真、談話、および商標、著作権などを無断で使用したもの
- (13) 本会の活動に不利益をもたらすおそれがあるもの
- (14) その他本会が不適切と判断したもの

(情報内容の責任の所在)

第4条 掲載された広告内容については一切の責任は、広告主が負うものとし、情報掲載の結果、本会が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任等、一切の責任は広告主が負うものとする。

(広告の技術的制限)

第5条 本会ホームページに掲載する広告は、以下の技術的要件を満たすものとする。

- (1) サイズ：幅 210pixel ×高さ 50pixel

- (2) 画像：gif または jpeg フォーマットによるイメージ。gif アニメーションの使用可。Flash、Java スクリプト等によるいわゆるリッチメディアバナーは認めない。
- (3) 代替テキスト：本会と直接関連するものを除き、「【PR】」の文字を含める。

(広告の掲載ページと掲載位置)

第6条 広告は、原則として日本語ページの医療関係者用トップページ内の本会が指定する位置に掲載する。

(掲載料と契約期間)

第7条 掲載料と契約期間は、以下の通りとする。

- (1) 1 バナーあたり、10,000 円/月（税抜き）を目安とし、契約は6ヶ月単位とする。
 - ① 6ヶ月契約を申し出た広告主に対しては、1バナーあたり50,000円/6ヶ月（税抜き）とする。
 - ② 1年契約を申し出た広告主に対しては、1バナーあたり80,000円/年（税抜き）とする。
- (2) 掲載期間は、毎月1日から当月末日までを1ヶ月とする。
- (3) 広告の掲載開始月は、原則として理事会の審査終了月の翌月とする。

(契約の更新と終了)

第8条 広告主が契約の更新を希望する場合は、掲載期間終了予定日の1ヶ月前までに本会に申し出るものとする。

- 2. 前項による契約更新の可否は、広報委員会が本規程に基づき可否を決する。
- 3. 広告主が第1項による契約の更新を申し出ない場合は、掲載期間終了日をもって契約終了とする。
- 4. 広告主が契約終了後に再契約を申し出た場合は、新規契約として第9条に定める手続きを要する。

(広告の申請)

第9条 広告を掲載しようとする者は、バナー広告掲載申請書（様式1）に、広告の原稿およびデータを添えて本会に提出する。

(広告掲載の可否の審査)

第10条 第9条に定める申請による広告掲載の可否は、広報委員会が本規程に基づき申請内容を確認し、理事会の了承を得る。

(広告内容の変更)

第11条 広告主は、広告原稿、リンク先ページアドレス、またはリンク先ページを大幅に変更しようとするときは、事前にバナー広告変更申請書（様式2）を本会に提出する。

- 2. 前項による広告内容の変更は、広報委員会が可否を決する。

(掲載広告の強制的掲載削除)

第12条 広告掲載後であっても広告掲載基準に反すると判断した場合は、強制的に削除できるものとする。

(掲載料の返還等)

第13条 納入された広告掲載料は返還しないものとする。

2. 広告の掲載期間中に本会の都合によりホームページの公開を停止した場合は、当該停止期間について日割計算により返還する。ただし、ホームページの定期検査および改修工事の場合は、この限りではない。

(免責事項)

第14条 本会ホームページに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負う。これらに関する内容の真偽、正確性、最新性、有用性、信頼性、適法性、第三者の権利を侵害していないこと等について、本会は一切保証せず、利用者の責任によって行うものとする。インターネット上には、WEBサイトを閲覧しただけでもパソコンがウイルス感染する可能性があることなどが一般的に知られているが、これらのことも含めて、利用者の方の判断と責任によって行うこととする。

2. また、本会ホームページからリンクされている別サイトでの内容には本会は一切関知しない。当サイトおよびリンクされている別サイトの利用によって生じたトラブル、損失または損害には一切責任を負わないこととする。
3. 広告掲載枠は、いずれも掲載期間保証型広告とし、広告掲載期間内のバナークリック数や掲載商品の売上げなどを保証しないものとする。

(規程の改定)

第15条 本規程は、理事会の決議によって変更することができる。

(附則)

1. 本規程は、平成26年3月30日から施行する。
2. 本規程は、平成26年12月7日に改訂し、平成27年1月1日から実施する。